

事故の原因と病気やその症状に明らかな因果関係が証明されない段階で、てんかんなどの病歴・病名を安易に報道しないでください。

公益社団法人 日本てんかん協会
会長 鶴井 啓司

■てんかん等の病気に対する偏見が助長されないよう病歴・病名の報道を慎重にしてください。

日頃より事件・事故報道に際して、てんかんのある人へのご配慮をいただき感謝申し上げます。さる10月28日(月)午後、宮崎県において高齢者が運転する軽乗用車が歩道を走行し6人を死傷させる事故が発生しました。大変痛ましい事故で亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りするとともに、けがをされた皆さまにお見舞いを申し上げます。

さて、事故原因は明らかになっておりませんが、警察発表ではこの軽自動車を運転していたのは73歳の男性とのことです。事故原因は未だ確定していない中で、一部の報道は事故の第一報からこの運転者にてんかんの持病があると報じました。てんかん発作や抗てんかん薬等の影響と事故の因果関係が明らかになっていない状況での病名報道は、多くの人に「てんかん発作が原因ではないか」と憶測させ、てんかんに対する誤解や偏見を助長していきます。私たちは、このような報道が繰り返されることを深く憂慮しています。マスメディアの影響が多であることを鑑み、事故の原因と病気やその症状に明らかな因果関係が証明されない段階で、てんかんなどの病歴・病名を安易に報道されないよう、改めてお願い申し上げます。

2014年7月に協会がてんかんのある人を対象に実施した調査では、病気が原因となった交通事故とそれを端緒とした法改正に関連して、57%の人が社会のてんかんに対する偏見が進んだと感じており、59%の人がその理由としてマスメディアの影響を挙げています。私たちは、マスメディアの影響力の大きさとその理解の重要性を改めて実感しています。本年8月に東京都内池袋で起きた自動車事故の捜査に関連して、「事故とてんかん発作の因果関係が明らかでない段階で“持病にてんかんがあった”」と公表した警視庁に協会が質問・要望をし、同内容を報道機関関係者にも周知しました。また9月には、警察庁に都道府県警察に対し病歴の取り扱いについて慎重な対応を指導するよう、お願いしたところです。

私たちも、国民の知る権利や報道の自由の重要性を認識している所存ですが、宮崎における事故を機会に、改めて報道における病歴や病名の取り扱い方について、皆さままでご検討いただくことを強く希望します。事件・事故における報道と被害者の方との関係は、しばしば議論されてきました。今回私たちは、加害者と同じ病気や障害のある人とその人たちを支援する立場から、警視庁の情報の提示の仕方や報道のあり方に対して疑問を呈することで、事件・事故と報道の関係を再考していただきたく切望する次第です。

■適切な治療を受けることで、てんかんの多くは症状を抑制できます。

てんかんの多くは、適切な治療を受けることでその症状を抑制することができます。その上で、てんかんのある人は、服薬中であっても発作が抑制されていると認定された場合には、運転免許の取得が可能です。ただし、運転を職業とする免許の取得は自粛するよう呼びかけています。

私たちは、これまでも全国のてんかんのある人やその家族・関係者に対し、薬物療法など適切な治療を受けるための助言・援助に加え、運転免許取得についても法律の厳密な遵守について、繰り返し啓発を行って参りました。症状が悪化した場合には、安全性を見越して運転をしないことや、運転免許証の新規取得や更新に際しては、申請書に虚偽無く記載するなど、当事者の自覚と責任を促すための活動を行っております。

私たちは、今後もこの姿勢を大切にしながら、てんかんのある人やその家族への助言・援助と、社会に対する啓発活動を続けて参ります。